

入 札 説 明 書

令和6年11月25日千葉市公告第906号により公告した議事録作成支援システム貸借の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

議事録作成支援システム貸借

(2) 業務概要

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日まで

(うち貸借期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日)

※この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて

(以下「入札参加資格の認定」という。) いる者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

- (3) 過去5年間に、本市又は国、都道府県若しくは他の地方公共団体において、同種（ソフトウェア又は機器の賃貸借契約）の業務を履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和6年11月29日（金）まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 履行実績調書（2件以上ある場合は、2件まで記載すること。）

※契約書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、提出締切日の前開庁日（令和6年11月28日（木））午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 確認通知

令和6年12月4日（水）までに、入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和6年11月29日（金）午後4時00分まで

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 千葉市総務局情報経営部情報システム課

(system.GEI@city.chiba.lg.jp)

エ 質問の様式 所定の様式を用いること。

- (2) 質問に関する回答は、令和6年12月4日（水）までに電子メールにて行う。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年12月6日(金) 午前11時00分

場所 千葉市役所 本庁舎5階 M501会議室

※ 入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

※ 場所、日時等を変更する場合は別途通知する。

(2) 入札書類の提出方法

ア 入札書類の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

イ 入札書は、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ 郵送による入札の場合は封筒を二重とし、入札書の中封筒に入れ、密封すること。

表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、入札日の前開庁日(令和6年12月5日(木))の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度に要する金額(税抜)を記載すること。

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(4) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第7条による。

(6) 落札者の決定方法等

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出すること)。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の

入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

契約条項等は、契約事務担当課にて閲覧できる。

10 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部情報システム課

電話：043-245-5703

電子メール：system.GEI@city.chiba.lg.jp